

令和7年2月25日

月形刑務所
所長 小松一俊 殿

札幌弁護士会
会長 松田 竜

同 人権擁護委員会
委員長 佐々木 将司

勸告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり勸告します。

記

第1 勸告の趣旨

貴所が申立人に対して、刺青に関する書籍及び図画の閲覧を不許可とした処分は、憲法第13条、第19条、第21条1項に違反するものである。

よって、貴所に対し、今後は被収容者の書籍及び図画の閲覧の許否について刑事収容施設法の規定に基づき、合理的理由の下、一層慎重に検討するよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙調査報告書の通りである。

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

記

事件番号 2022-32号

申立人 ●●●●

相手方 月形刑務所

第1 申立ての趣旨

申立人は、令和6年7月まで月形刑務所に収容されていた被収容者であったが、従前、絵やデザインに関する仕事に従事しており、出所後もこうした仕事を継続する意思であって、海外でのタトゥーアーティストやボディペイント等の仕事にも関わりたいと考え、月形刑務所に収容されていた当時、刺青について勉強していたところ、刺青に関する書籍やインターネット上から紙面に出力した入れ墨のデザインとなる下絵等図画について、月形刑務所内での閲覧が禁止された。

刺青に関する書籍及び図画（以下「書籍等」という。）の閲覧を禁止したことは、表現の自由を侵害し、違憲・違法である。

第2 予備調査経過

1 申立人からの面談による聴取

(1) 日時、場所

令和5年5月24日 午前10時00分 月形刑務所

(2) 出所時期等

罪名 住居侵入 強盗 逮捕監禁 窃盗

刑期 令和6年7月14日出所予定（満期）

（その後、申立人は上記予定の通り出所となった。）

出所後の連絡先 未定（更生保護施設に帰住予定）

2 申立人から送付を受けた書籍等の確認

(1) 日時、場所

令和5年6月21日 札幌弁護士会館7階

(2) 内容

- ・申立人による受取りが認められなかった書籍4冊

- ・受取りが認められなかった図画の表示された紙面 5 3 枚
- 3 申立人からの手紙の受領
- (1) 日時
令和 5 年 7 月 1 4 日 札幌弁護士会人権擁護委員会宛
- (2) 内容
- ・受け取りが認められた下絵 9 点
 - ・受け取りが認められた書籍 4 点のタイトル
 - ・最近購入した刺青の描写を含む漫画単行本複数について、受け取りが認められた事実の説明
- 4 月形刑務所宛令和 5 年 9 月 1 日付照会及び同月 2 8 日付回答

(1) (照会事項 1)

貴所において、申立人宛に下記書籍等が差入れられた事実はあるか。事実がある場合には、それぞれの差入れの時期を教示されたい。

記

- ①初代彫ひと 粹一刺青原画集 (有)ジェイズ・恵文社 初版
- ②TATTOO TRIBAL Vol.70 富士美出版(株) 2017 年 5 月 10 日発行 初版
- ③TATTOO DESIGN BOOK 世界の神仏・守護者編 富士見出版(株) 初版
- ④入れ墨 大人の塗り絵 ISBN 9798700856683
- ⑤仙画下絵、神仙下絵、龍・鳳凰下絵、観音・明王下絵、刺青原画等の印刷された A 4 紙面 計 5 3 枚

(回答 1)

①及び④について差し入れられた事実はあるが、②及び③についてはない。⑤については各印刷物を個別に把握しているものではないため回答できない。

(2) (照会事項 2)

前項の差入れの事実がある場合、申立人は当該書籍等を受け取ったか。受け取っていない場合には、その理由を教示されたい。貴所の規則により受け取りが認められなかった場合には、その根拠とされた規則を教示されたい。

(回答 2)

上記①及び④については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 7 0 条第 1 項第 2 号に基づき、申立人が当該書籍を閲覧することにより、その矯正処遇の実施に支障を生ずるおそれがあると認められたため、①については令和 3 年 7 月 3 0 日に、④については令和 3 年 8 月

10日に閲覧の禁止を決定した。

(3) (照会事項3)

貴所において、申立人宛に本書面添付の下絵9点及び以下の①～⑤の書籍が差し入れられ、申立人による受取りを認めた事実はあるか。

- ①刺青原画【ハンドメイド】
- ②初代彫ひと「粹」刺青原画集
- ③写真少年漂流記・蛇を愛せる人間になりたいものだ 三巴ひろ『和田平太胤長の蛇退治』(刺青原画)
- ④彫長・日本刺青原画集
- ⑤「双生遊戯」というタイトルの漫画単行本(作者:田中宏)

(回答3)

照会事項に添付された下絵9点中1点については閲覧を許可した事実が、1点については閲覧を禁止した事実はあるが、それ以外の7点については申立人の入所以降に差し入れられた記録はなく、申立人が所持するに至った経緯は不明である。

①から⑤の書籍中、①、③及び④が差し入れられた事実はなく、②については前述のとおり令和3年7月30日に閲覧の禁止を決定した。⑤については令和4年9月7日、申立人が購入し、その閲覧は許可されている。

(4) (照会事項4)

申立人の受取りを認めた書籍等と申立人の受取りを認めなかった書籍等が存在する場合、認めた書籍等と認めなかった書籍等の差異はどこにあるか。

(回答4)

被収容者が閲覧する書籍等の許否の判断は、法第70条に基づき行っており、申立人にその閲覧を認めなかった書籍等については、法第70条に該当するものであったものである。

(5) (照会事項5)

貴所は、①申立人の犯罪歴及び②申立人と反社会的勢力との関係について、どのように認識しているか。

(回答5)

①及び②については照会の真意が判然としないため回答を差し控える。申立人に対し、法第30条に基づいた処遇を行っている。

5 月形刑務所宛令和6年1月9日付照会及び同月25日付回答

(1) (照会事項1)

令和5年9月28日付人権救済申立事件について(回答)において、『①「初代彫ひと 粹 刺青原画集」と④「入れ墨 大人の塗り絵」について

は、法第70条第1項第2号に基づき、申立人が当該書籍を閲覧することにより、その矯正処遇の実施に支障を生ずるおそれがあると認められた』との回答があったが、i 具体的に①及び④のどのような記載が問題となっているか、ii 矯正処遇の適切な実施に具体的にどのような支障が生じるおそれがあったか。

(回答1)

「初代彫ひと 粋 刺青原画集」については、全編にわたって反社会的集団の象徴である刺青(入れ墨)の原画及び解説で構成され、また、「入れ墨 大人の塗り絵」については、反社会的集団の象徴である入れ墨(刺青)の原画を塗り絵として全編にわたって掲載されていた。

これらの書籍を申立人に閲覧させることにより、反社会的集団に対する興味関心や憧憬の念等を抱かせ、反社会的価値観を助長、肯定しかねず、犯罪に対する意識、態度等をゆがませるおそれがあると認められ、また、申立人と反社会的集団との関係性や申立人の犯罪歴などを考慮すると、入れ墨を利用した新たな犯罪に至ることも否定できず、規範意識を高め、規則を守って生活する習慣を身に着け、健全な人間関係を構築する意義を理解し、生活設計に反映させることを目的とした、申立人に対する矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがあったため、これらの書籍の閲覧を禁止した。

(2) (照会事項2)

当弁護士会からの令和5年9月1日付照会書の照会事項1の「②TATTOO TRIBAL Vol.70 富士美出版(株) 2017年5月10日発行初版」と「③TATTOO DESIGN BOOK 世界の神仏・守護者 編 富士見出版(株) 初版」は、本照会書に添付した書籍である。これらの書籍は閲覧の禁止の対象となるか。仮に閲覧の禁止の対象となる場合、法第70条第1項の何号に該当するか(具体的な記載内容とともに、判断過程もご教示いただきたい)。

(回答2)

被収容者の書籍の閲覧については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、当該被収容者に閲覧させることの是非を判断することになる。

本件照会に添付された書籍については、当所に収容する被収容者が閲覧することを前提としたものではないので、その閲覧の可否を検討することができず、回答しかねる。

(3) (照会事項3)

差し入れを求める被収容者の属性・動機・目的は、法第70条第1項第

2号の要件に該当するかを判断するにあたって考慮されるか。例えば同一の書籍について、娯楽目的で差し入れられた場合と、出所後の職業訓練目的で差し入れられた場合で、閲覧の許否についての結論が変わることはあるか。また、被収容者が反社会的勢力か否かで閲覧の許否についての結論が変わることはあるか。

(回答3)

被収容者に書籍を閲覧させる際には、法第70条第1項各号に該当する場合に、その閲覧を禁止することができるが、同条第1号第2号に該当するか否かについては、当該被収容者に係る全ての情報を総合的に判断しているので、同一の書籍であっても、被収容者ごとに相違することはあり得るし、その被収容者が反社会的集団に属していたか等も対象書籍の内容から閲覧許否の判断の要素となり得る。

(4) (照会事項4)

同一の書籍が同一の被収容者に差し入れられた場合、閲覧の許否を判断する判断権者の交代によって、許否の判断が変わることはあるか。

(回答4)

被収容者の書籍等の閲覧については、刑事施設の長の裁量に委ねられていることから、刑事施設の長が交代したことによって、閲覧の許否の判断が変更となることはあり得る。

6 月形刑務所宛令和6年3月26日付照会及び同年4月19日付回答

(照会事項)

貴所からの令和6年1月25日付け「人権救済申立事件について(回答)」第1項には、「申立人と反社会的集団との関係性や申立人の犯罪歴を考慮すると、入れ墨を利用した新たな犯罪に至ることも否定できず」との記載があるが、貴所が把握している「申立人と反社会的集団との関係性」及び「申立人の犯罪歴」についてご教示いただきたい。

(回答)

(1) 「申立人と反社会的集団との関係性」について

申立人については、反社会的集団に所属し、活動していた経歴がある。

(2) 「申立人の犯罪歴」について

申立人については、詐欺、住居侵入、強盗、窃盗及び逮捕監禁の犯罪歴が認められる。また、窃盗、恐喝、詐欺により少年院に送致された経歴があり、少年時から非行を繰り返し、施設収容歴も多数有するなど不良親和性や反社会的な価値観が根深く身に付いていると認められる。

第3 認定事実

申立人及び月形刑務所からの事情聴取等によって、以下の事実を認定した。

- 1 申立人は、当時被収容者であり、月形刑務所に収容中であった。
- 2 申立人は、海外でのタトゥーアーティストやボディペイント等の仕事にも関わりたいと考え、刺青について勉強していたが、刺青に関する書籍図画の閲覧が禁止された（以下、「本件処分」という）。その処分の対象とされた書籍図画の中には、『入れ墨 大人の塗り絵』（以下「本件塗り絵」という）も含まれていた。
- 3 月形刑務所は下記の理由に基づき本件処分を行った。

本件処分の対象となった書籍図画においては、反社会的集団の象徴である入れ墨（刺青）の原画や解説によって構成されたり、塗り絵として全編にわたって掲載されており、当該書籍を申立人に閲覧させることにより、反社会的集団に対する興味関心や憧憬の念等を抱かせ、反社会的価値観を助長、肯定しかねず、犯罪に対する意識、態度等をゆがませるおそれがあると認められ、また、申立人と反社会的集団との関係性や申立人の犯罪歴を考慮すると、入れ墨を利用した新たな犯罪に至ることも否定できず、規範意識を高め、規則を守って生活する習慣を身に着け、健全な人間関係を構築する意義を理解し、生活設計に反映させることを目的とした、申立人に対する矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがあったため、当該書籍の閲覧を禁止することとした。

第4 判断

以上の認定事実を前提として、本件処分が人権侵害に該当するかどうか検討する。

- 1 被収容者は、憲法第13条、第19条及び第21条1項の規定の趣旨・目的から派生原理として当然に図書閲覧の自由を保障されている（未決拘禁者の図書閲覧の自由に関する判例として最判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁）。
- 2 もっとも、かかる人権も絶対無制約ではなく、刑事収容施設内の規律及び秩序の維持や、被収容者に対する適切な矯正処遇の実施の観点から一定の合理的制限を受けることがあることもやむを得ないものと言わなければならない。かかる観点から刑事収容施設法69条から72条まで書籍等の閲覧に関する規定が設けられており、特に同法70条1項各号には自弁の書籍等の閲覧に関して、禁止できる場合が定められているところ、いずれの場合も因果関係について合理的に判断し、規律秩序や適切な矯正処遇の実施を害する結果が生ずるおそれがあると認められるときに認められるものと解される。

- 3 本件では、本件塗り絵を含む刺青に関する書籍等に関し、月形刑務所は同法70条1項2号「被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。」に該当するものとして、本件塗り絵を含む刺青に関する書籍等の閲覧を禁止した。その該当理由として、
- ①上記書籍等は、反社会的集団の象徴である入れ墨（刺青）に係る原画や解説によって構成されたり、塗り絵として全編にわたって掲載されていたこと
 - ②上記書籍等を申立人に閲覧させることにより、反社会的集団に対する興味関心や憧憬の念等を抱かせ、反社会的価値観を助長、肯定しかねず、犯罪に対する意識、態度等をゆがませるおそれがあると認められること
 - ③申立人と反社会的集団との関係性や申立人の犯罪歴を考慮すると、入れ墨を利用した新たな犯罪に至ることも否定できず、規範意識を高め、規則を守って生活する習慣を身に着け、健全な人間関係を構築する意義を理解し、生活設計に反映させることを目的とした申立人に対する矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがあることを挙げるものである。

- 4 しかし、①については、刺青＝反社会的集団に関連するものと結び付けるのは評価の過誤である。

この点について判例においては（最決令和2年9月16日 刑集74巻6号581頁）「タトゥー施術行為は、装飾的ないし象徴的な要素や美術的な意義がある社会的な風俗として受け止められてきたもの」とであると評価されており、同決定の補足意見においても刺青を「反道徳的な自傷行為と考える者もあり、同時に、一部の反社会的勢力が自らの存在を誇示するための手段としてタトゥーを利用してきたことも事実である。しかしながら、他方において、タトゥーに美術的価値や一定の信条ないし情念を象徴する意義を認める者もあり、さらに、昨今では、海外のスポーツ選手等の中にタトゥーを好む者がいることなどに触発されて新たにタトゥーの施術を求める者も少なくない。」と言及される場所である。したがって、①の判断自体が過誤である。

加えて、本件塗り絵における刺青の図柄としては【別紙】のような鳥、ユニコーン、宝石などが収録されるものであって、ファッション的意味合いが強いタトゥーの図柄である。さらに本件塗り絵は、表題どおり塗り絵のための線画が記載されているのみであり、人体に施された刺青の写真や刺青に関する文章の類は一切記載されていない。したがって、仮に月形刑務所における①の判断理由に依拠したとしても、本件塗り絵に掲載される図柄に対し反社会的集団を想起することすらできず、明らかな判断の過誤であり、合理的

理由を欠く。

- 5 ②に関しても、刺青＝反社会的集団であるとの定式に基づく判断の過誤がある上に、ファッション的意味合いが強いタトゥーの図柄の塗り絵を閲覧することで、反社会的価値観を助長、肯定されるとは言えない。

仮に、和彫りの図柄であったとしても、その塗り絵を閲覧することで、反社会的集団に対する興味関心や憧憬の念等が生じるというのは極端と言わざるを得ない。また、刺青の図柄を閲覧することによって、タトゥースタジオ（彫師）に対する興味関心が湧くことは通常考えられることであるが、反社会的集団に対する興味関心や憧憬の念が生じるというのは飛躍である。さらに、適法な職業としてのタトゥースタジオ（彫師）があるにもかかわらず、刺青に関する情報を得ることが、犯罪に対する意識、態度等をゆがませるとの評価は偏見と言わざるを得ない。

- 6 ③に関しては、申立人の過去の犯罪歴から不良親和性や反社会的な価値観が根深く身に付いているという観点から、刺青を利用した新たな犯罪に至ることも否定できないとするが、懸念される犯罪行為について具体性を欠き、抽象的なおそれを指摘するにとどまる。

適法な職業としてのタトゥースタジオ（彫師）があり、更生し生計を立てる一手段としても考え得るところ、あたかも犯罪行為かのような指摘がなされることは職業蔑視になりかねない。

さらに、「規則を守って生活する習慣を身に着け、健全な人間関係を構築する意義を理解し、生活設計に反映させること」を理由に挙げるが、刺青に関する書籍等を閲覧することと、規則正しい生活習慣や健全な人間関係構築が阻害されることとの結びつきを見いだせない。特に、ファッション的意味合いが強いタトゥーの図柄が掲載される本件塗り絵に関してはなおのこと結びつきを見出すことは不可能である。

- 7 以上の点からすると、本件においては「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」に関し、不合理な理由に基づいた判断を行うものであり、同法70条1項2号の要件を明らかに充足しない。特に本件塗り絵に関しては、月形刑務所が挙げる判断理由に依拠しても本件処分を根拠づけることはできないものであって、被収容者に対する人権軽視の姿勢すら疑わざるを得ない。

- 8 よって、本件塗り絵を含む刺青に関する書籍等の閲覧禁止は、法的根拠なくなされたものであり違法であり、閲覧禁止の措置によって、被収容者である申立人に保障される図書閲覧の自由を侵害したものである。

申立人は、すでに出所していることから現在においては刺青に関する書籍等を閲覧することは可能な状態にあるものの、今後、月形刑務所内におい

て合理的理由に基づかない閲覧制限の対応がなされないよう、その是正を
求めるべき必要性がある。

第5 結論

以上から、申立人に対して、本件塗り絵を含む刺青に関する書籍等の閲覧
を不許可とした処分は、明らかに違憲・違法なものであり、月形刑務所に対
し、同種の人権侵害が発生しないよう、被収容者の書籍等の閲覧の許否につ
いて、刑事収容施設法の規定に基づき、合理的理由の下、一層慎重に検討す
るよう勧告するのが相当である。

以上